

嘉手納町 住宅除却支援補助金

受付期間

令和8年5月1日～令和8年11月30日

今年度2月末日までに工事完了の実績報告が提出できること



古くなった住宅の解体を支援します

店舗、事務所及び共同住宅は補助対象外

上限額 50万円

対象者

- 除却する住宅の所有者 ※所有者が亡くなっている場合はお問合せ窓口にご相談下さい
- 町税を滞納していないこと

対象住宅

- 申請、決定通知後に除却する建物
- 税制上の耐用年数を経過している
例えば、木造22年、コンクリートブロック造38年、鉄筋コンクリート造47年
- 本町の課税台帳に登録されている住宅
- 除却建物に所有権以外の権利が設定されていないもの
- 原則として、門及び塀等を含めた敷地全体を更地にする建物除却工事
- 施工業者は解体工事の資格を有する者

お問合せ窓口

詳しくは下記の住宅除却支援補助金ホームページ又は、お問合せ窓口にご確認下さい

嘉手納町役場 2階 企画財政課 定住対策係



098-956-1111 内線244

窓口予約された方が優先となります。

お電話又は、右記の窓口予約のQRコードよりご予約をお願いします。



住宅除却支援補助金
ホームページ



窓口予約

ご注意

- ・住宅を除却する前に補助申請が必要です。
補助金の交付決定の通知を受けてから着工して下さい。

必要書類

- 申請書（様式第1号）
- 申請者（建物所有者）の住民票抄本（本籍無し、続柄無し）※
- 補助対象住宅等の共有者がいる場合は、除却に係る同意書（様式第2号）
- 土地及び家屋の固定資産証明書 ※
（借地の場合、土地所有者からの委任状により土地の資産証明書が取得可能）
- 町税の滞納無し証明書 ※
- 建物登記全部事項証明書（登記されている場合）※
- 施工業者の解体資格を証する書類
- 見積書の写し
- 案内図・配置図（敷地内の建物位置が分かるもの）・現況写真
- 暴力員等に関する誓約並びに同意書
- その他（必要に応じて）

※発行書類は3ヶ月以内が有効



住宅除却支援補助金
ホームページ

申請の流れ



申請者

1. 解体資格のある業者に見積りを依頼する
2. 必要書類を揃える
3. 書類が揃ったら申請する

7. 工事着工
※変更がある場合は変更・廃止
申請を提出

8. 実績報告 必要書類の提出
※工事完了1か月以内若しくは
R9年2月末 どちらか早い日
※マニフェスト(E)票 提出必須

11. 補助金の請求

役場

4. 必要書類を確認後、受付する
5. 内容審査
（担当職員が現地調査及び現況撮影）
6. 予算の範囲内で補助金交付決定を通知する。

9. 内容審査
（必要に応じて現地調査）

10. 補助金交付確定を通知する。

12. 補助金の交付（口座振込）